

行動する

いち早く通告を

虐待やSOSのサインを発見したり、親子の様子が変わりを感じたりしたら、児童相談所や市の担当窓口、福祉事務所に電話や手紙などで通告（連絡）してください。通告した後で虐待でないにもかかわらず、通告した人に罰則はありません。また、誰が通告したのかなど、秘密は守られます。

児童相談所全国共通ダイヤル ☎189

[通告するときに必要な情報]

- 虐待などの日時・場所
- 子どもと保護者の情報（名前・年齢・住所・学校名など）
- 虐待かもしれないと思った状況（だれが・どこで・どのように・いつ頃から など）

行政の相談窓口

- 市子育て支援課子育て支援係 ☎85-7132
8時30分～17時
 - 子ども相談ホットライン ☎44-0678（直通）
8時30分～17時
 - 田川児童相談所 ☎42-0499
8時30分～17時15分
※電話での相談や通告は24時間対応
 - 田川保健福祉事務所 ☎46-1092
8時30分～17時15分
- ※上記のいずれも土日祝日年末年始を除く

※緊急時や命に関わるようなときは110番通報をしてください。

の児童虐待に関する相談件数は増え続けているのです。国が法律を整備し、自治体を取り組みを強化しても、子どもたちの命を守る最初のきっかけは、学校や保育所、地域など子どもが過ごす社会にいる大人の行動です。虐待とは何かを知り「様子がおかしい」と気づいたときにどのように行動すべきかを心得ておけば、救いの手を差し伸べることが出来ます。未来ある子どもたちの命を守るためにできることは何か、考えてみませんか。

後を絶たない痛ましい児童虐待事件。虐待を防ぎ、子どもたちの命を守るため、私たちにできることはどんなことなのでしょうか。虐待を知り、SOSに気づき、行動する。あなたが差し伸べた手が、大きな救いになります。

守りたい。

子どもへの体罰が全面禁止へ

本年6月、子どもへの体罰禁止を含んだ改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が成立しました。これにより、令和2年4月1日から児童福祉施設の職員や親などを対象として、子どもをしつけるために体罰を加えることが禁止されます。今回初めて「親から子どもへの体罰」を法的に禁止し、児童虐待の防止を強化しました。

学校や保育所に新ルール

国は、児童虐待防止を徹底・強化するため、児童相談所や学校・保育所などが連携し、最大限の役割を果たすための新ルールを提示しました。例えば「学校や保育所は子どもが休業日を除き連続で7日以上欠席した場合、市町村や児童相談所に連絡する」という報告を義務化し、情報共有・兆候の早期発見を図っています。このように、学校や保育所などにはこれまで以上に見守り体制を強化し、行政機関と密に連携することが求められています。

命を守るために

守るべき幼い命は、みなさんの身近にあります。事実、本市

知る

虐待とは何か

虐待かどうかを判断するためには、虐待の種類や特徴を知ることが必要です。虐待は身体的・性的・心理的・ネグレクトの4つに分類され、単独で起こる場合や、暴力と暴言、性的暴行と脅しなど、複雑に絡んで起こる場合があります。

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
<ul style="list-style-type: none"> ●殴る、蹴る、首を絞めるなどの暴力 ●やけどをさせる ●溺れさせる ●冬の寒い時期に外へ出す <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもへの性交 ●性的な行為の強要・教唆 ●ポルノグラフィーの被写体にする ●性器や性交を見せる <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●大声や言葉による脅迫 ●心を傷つけることを言う ●きょうだい間で著しく差別する ●子どもの目の前で配偶者に暴力を振るう <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●適切な衣食住の世話をしない ●学校に行かせない ●長時間子どもを家に残したまま頻りに外出する ●同居人の虐待の放置 <p>など</p>

気づく

SOSに気づいて

虐待を防ぐためには、学校・地域などで子どもや保護者が発信しているSOSのサインをどれだけ早く読み取って対応できるかが鍵を握っています。また、SOSのサインを出す方法すら分かっていない親子を相談機関へつなぐことも重要課題です。

子どもの様子	親の様子	家庭の様子
<ul style="list-style-type: none"> ●不自然な傷やアザがある ●いつも服装や身体が不衛生 ●家に帰りたがらない ●他人に対して暴力的 ●喜怒哀楽の表情が乏しい ●性に対する極端な関心や拒否感がある <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●近所や地域で孤立している ●頻りに子どもを家に残して外出している ●子どもが病気やケガをしていても放置している <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●毎晩のように長時間子どもの泣き声が聞こえる ●経済的に厳しい様子がある <p>など</p>